平成２４年（フ）第６８６号
熊本市南区南高江２丁目11番１―701号　シティライフ
債務者　田口　　悟
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７０９号
熊本市西区島崎２丁目２番35号　レジデンス新星309号、前住所熊本市中央区上京塚町１番１―605号　モックパレスＤＥ
債務者　瀬井　秀次
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７１８号
熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子617番地６
債務者　田中　初美
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７２８号
熊本市北区西梶尾町492番地　ピアヴィレッジＥ102号、前住所熊本市北区鶴羽田町1041番地61
債務者　清田　修英
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３０２号
青森市長島４丁目14番12号　ロジメントオガサワラ1990・106号
債務者　乙崎　保子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
石川県小松市みどり町15番地
債務者　山田充千子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１８２号
静岡県富士市原田74番地の６、前住所静岡県富士市原田192番地
債務者　小川　道雄
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１９０号
静岡県沼津市岡一色120番地の２　東芝機械株式会社レイクサイド門池Ａ―106
債務者　小川　陽一
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１６０号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の２公団住宅53棟402号
債務者　清川栄美子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２４８号
神戸市西区学園西町７丁目３番地　709―505号
債務者　中川　敏己
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第６６号
兵庫県淡路市富島2000番地　富島団地503、前住所兵庫県淡路市富島1896番地
債務者　福ずしこと　福原　祥高
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第６７号
兵庫県淡路市富島2000番地　富島団地503、前住所兵庫県淡路市富島1896番地
債務者　福原久美代
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第２５０号
広島県福山市駅家町大字服部永谷甲57番地、旧住所広島県福山市駅家町大字万能倉1444番地１　サンフィールドＡ202
債務者　若井　達史
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２５３号
広島県福山市駅家町大字万能倉1444番地１　サンフィールドＡ202
債務者　若井　理佐
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２６５号
広島県府中市土生町1523番地１
債務者　鳥井　美帆
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２６６号
広島県府中市土生町1523番地１
債務者　鳥井　美汐
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２６８号
広島県府中市高木町1562番地７、旧住所広島県福山市駅家町大字万能倉1196番地
債務者　永金　志保（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係